

「集団的自衛権とは？何か？」

私が憲法だ！自衛隊が米国軍と共に参戦！

集団的自衛権とは「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」である。これまで政府は、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないとしてきた。

しかし安倍首相は2月12日の衆院予算委員会で「行使容認は、改憲でなくても解釈変更で可能だ」「最高の責任者は私だ。」と答弁した。この発言にたいしては自民党内部からも「選挙で勝てば、憲法を拡大解釈できると理解できる。その時々政権が解釈を変更できることになる」と批判の声が出ている。まさに安倍は、立憲主義の原則を否定し「私が憲法だ」と言っているに等しい。

この集団的自衛権の相手は米国である。米国がこれまで「テロとの戦い」「大量破壊兵器」などと言いながらアフガニスタンやイラクに軍事侵攻し、石油ロビーと軍需企業の利権のための戦争をおこしてきた。こうした戦争に日本も積極的に参戦していくことになる。そして中国や北朝鮮との軍事的緊張が高まることになる。

全ての国民は戦争政策に協力せよ！

また、議員立法によって国家安全保障基本法を制定しようとする動きもある。この法案では①「外部からの軍事的脅威に対して、国の安全を保ち、国際社会の平和と安定をはかる。」…「国際社会」の名で集団的自衛権での海外派兵を想定している。②「国は、教育、科学技術、建設、運輸、通信その他内政の各分野において、安全保障上必要な配慮を払わなければならない。」…安全上必要な配慮とは、教育をはじめとして国民生活の全てを軍事的に統制する。特に運輸業は軍事物資の輸送などが想定される。③国民は、国の安全保障施策に協力し、我が国の安全保障の確保に寄与し…全ての国民は戦争政策に協力することが義務づけられる。まさに戦前の「国家総動員法」を思いおこさせるものだ。

3月4日 強制出向延長取消裁判 第7回口頭弁論 9時30分集合
東京地裁619号法廷 「山本さんが最終意見陳述をします。」